

# 群馬県市町村乗合バス補助金交付要綱

## 第1章 総則

(総則)

第1条 群馬県市町村乗合バス補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市町村乗合バスを幹線交通を補完する地域公共交通機関と位置付け、当該乗合バス事業を運営する市町村又は一部事務組合（以下、「市町村等」という。）に対し、その運行費及び車両購入費の一部を補助することにより、県民の日常生活に必要な交通手段の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

### (1) 市町村乗合バス

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）による許可又は登録を受け、市町村等が自ら運行するバス又は市町村等からの依頼を受けてバス事業者が運行するバスであって、次に掲げるものをいう。

ア 乗合バス（路線を定めて定期に運行する乗車定員11人以上の自動車）

イ 乗合タクシー（路線を定めて定期に運行する乗車定員10人以下の自動車）

ただし、デマンド型バス・タクシー（路線又は区域を定めて利用者の要望に応じて運行するシステム）については、使用車両の乗車定員に応じて、上記ア又はイに区分するものとする。

### (2) バス事業者

法による旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。

### (3) 一般乗合バス

バス事業者が法第4条に基づき運行する乗合バスであって、市町村等からの依頼によらず自主的に運行するものをいう。

### (4) 幹線交通

鉄道及び一般乗合バスをいう。

### (5) 過疎地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定される要件を満たす区域をいう。

### (6) 平均乗車密度

次式によって算出された数値をいう。

年間運賃収入(税抜)÷年間実車走行キロ÷平均賃率

## 第2章 運行費補助

(補助金交付の対象)

第4条 知事は、市町村等に対し、第5章の指定を受けた路線（以下、「指定路線」という。）の運行に要する経費のうち、補助金交付対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象となる路線は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 乗合バスにおいて、補助対象期間における収支率が20%以上（乗合タクシーにおいては10%以上）である路線（デマンド型運行を行う路線を含む。）

(2) 乗合バスにおいて、補助対象期間における収支率が15%以上であり、かつ、平均乗車密度が1.0人以上である路線（定時定路線型の乗合バスに限る。）

(3) 過疎地域を運行する乗合バスにおいて、補助対象期間における収支率が13%以上であり、かつ、平均乗車密度が0.5人以上である路線（定時定路線型の乗合バスに限る。）

3 前項各号の要件を、2年度間引き続き満たさない路線は補助対象外とする。

(補助対象期間)

第5条 運行費補助に係る補助対象期間は、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の前会計年度の1年間とする。ただし、補助対象期間の途中において運行を開始したときは、初年度に限り、運行を開始した日から、最初に到来する3月31日までの間を補助対象期間とする。

また、補助対象期間の途中において運行を休止又は廃止したときは、運行した日までの間を補助対象期間とする。

(補助対象経費の額及びその限度額)

第6条 運行費補助に係る補助対象経費の額は、次の各号により掲げる補助単価に、当該指定路線の補助対象期間における実車走行キロを乗じて得られた額とする。

(1) 乗合バスにおいて、第4条第2項第1号から第3号のいずれかの要件を満たす路線の補助単価

補助対象期間の前年度における県内の当該乗合バス事業の実車走行キロ1キロ当たり平均経常経費×1/3

(2) 乗合バスにおいて、第4条第2項第1号から第3号の要件を満たさない路線の補助単価

補助対象期間の前年度における県内の当該乗合タクシー事業の実車走行キロ1キロ当たり平均経常経費×1/3

(3) 乗合タクシーの補助単価

補助対象期間の前年度における県内の当該乗合タクシー事業の実車走行キロ1キロ当たり平均経常経費×1/3

2 補助対象経費の限度額は、市町村等が自ら運行する指定路線においては当該事業の補助対象期間における運送欠損額を、市町村等からの依頼を受けてバス事業者が運行する指定路線においては当該事業の補助対象期間における市町村等が交付又は負担する額（ただし、適正利潤を除く。）とする。ただし、地域公共交通確保維持改善事業（国庫）の補助路線にあっては、当該国庫補助額を収入とみなし、運送欠損額又は市町村等が交付又は負担する額から控除するこ

ととする。

(補助率及び補助金の交付額)

第7条 運行費補助金の交付額は、補助対象経費に次の4分の1を乗じた額を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 運行費補助金の交付を受けようとする市町村等(複数の市町村を經由して運行している路線においては、代表となる市町村等)は、市町村乗合バス指定路線運行費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の7月15日までに知事に提出しなければならない。

(1) 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る損益計算書(別記様式第1号の2)

(2) 市町村乗合バス指定路線ごとの月別輸送実績(別記様式第1号の3)

(3) 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表(別記様式第1号の4)

(4) 補助金交付要綱又は運行委託契約書等、市町村等からバス事業者への依頼を証する書類の写し(市町村等が自ら運行する場合を除く。)

(5) 市町村乗合バス指定路線の見直し計画(別に定める要領による。)

(6) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、市町村乗合バス指定路線運行費補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適正と認めたときは、交付決定及び額の確定について、市町村等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次に掲げる場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 市町村等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、知事が定める期限内とする。

(補助金の経理等)

第12条 運行費補助金の交付を受けた市町村等は、補助金に関する経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に関する証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(調査)

第13条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、市町村等に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 第3章 車両購入費補助

(補助金交付の対象)

第15条 知事は、市町村等に対し、指定路線の運行に係る車両の購入に要する経費のうち、補助金交付対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費の額及びその限度額)

第16条 車両購入費補助に係る補助対象経費の額は、指定路線の運行に係る車両の購入に要する経費（車両の塗装、特別仕様、附属部品等を含み、消費税及び登録諸費用を除く。以下、「購入経費」という。）のうち市町村等が負担する額（ただし、残存価格として10%を控除した額）とし、地域公共交通確保維持改善事業（国庫）の補助対象車両にあっては、購入経費から当該補助金を控除するものとする。ただし、その額は、1両につき次の各号に掲げる額を限度とする。

(1) 乗合バス

ア ノンステップ型車両（原則として標準仕様ノンステップバス認定要領（平成18年3月20日付け国自技第254号）に基づく認定を受けた車両） 1,350万円

イ 自転車搭載型車両 720万円

ウ 乗車定員11人以上15人以下の車両 450万円

エ 当該路線の地形又は道路条件等によりノンステップ型車両の走行が不可能な場合で、知事が特に必要と認めた車両 720万円

(2) 乗合タクシー 360万円

(補助率及び補助金の交付額)

第17条 車両購入費補助金の交付額は、補助対象経費に次の補助率を乗じた額を限度とする。

(1) 次の各号を除く路線 5分の1

- (2) 財政力指数の直近3か年の平均が0.75未満の市町村を運行する路線（次号に該当する場合を除く。） 4分の1
- (3) 過疎地域を運行する路線 3分の1

（補助金の交付申請）

第18条 車両購入費補助金の交付を受けようとする市町村等（複数の市町村を経由して運行している路線においては、代表となる市町村等）は、市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金交付申請書（別記様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、車両の購入手続きを開始しようとする日の1か月前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合はこの限りではない。

- (1) 車両の見積書
- (2) 車両の更新に係る申請については、現在使用している車両の状態、使用年数、走行キロ等を明らかにした書類及び写真
- (3) 補助金交付要綱又は運行委託契約書等、市町村等からバス事業者への依頼を証する書類の写し（バス事業者が車両の所有権がある場合のみ）
- (4) その他知事が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、バス車両からタクシー車両に転換する路線であって、収支率10%以上のもものを除き、第4条第3項の規定により運行費補助の対象外とされている路線は車両購入費補助金の交付を受けることはできない。ただし、既に交付決定を受けている車両についてはこの限りではない。

（補助金の交付決定）

第19条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、市町村等に通知するものとする。

2 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付決定日の属する年度内に事業を完了すること
- (2) 交付決定日前に着手している事業は、補助対象外とする

（計画変更の承認）

第20条 市町村等は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合については、この限りではない。

- (1) 補助金交付の目的及び条件に反しない計画変更
- (2) 補助対象経費の20%以内の経費の減額変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第21条 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは中止又は廃止申請書

(別記様式第12号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第22条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び支出状況等について知事の要求があったときは、速やかに状況報告書(別記様式第13号)により知事に報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第23条 車両購入費補助金の交付を受けようとする市町村等は、市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金実績報告書(別記様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業の完了の日から起算して1か月以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書等支出を証明する書類
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 車両の主要部分の写真
- (4) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の額の確定等)

第24条 知事は、前条に規定する報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、これを適正と認めたときは、交付すべき補助金の額の確定について、市町村等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第25条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

(車両の管理等)

第26条 当該補助事業により取得した車両の管理等は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 当該取得の日から5年間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。
- (2) 前号に定める期間内は、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、当該指定路線の運行の目的に限りバス事業者へ貸与する場合を除く。
- (3) 当該取得の日から5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 前号の処分により収入があるときは、その収入の一部を知事に返納させることができる。

(準用)

第27条 第11条から第14条の規定は、本章の補助について準用する。

## 第4章 幹線交通との協調のための措置

(協議等)

第28条 知事は、市町村乗合バス路線（第31条に基づく路線の指定を受けていないものを含む。）のうち、第33条第1項第1号から第3号に定めるもののほか、幹線交通の整備及び維持に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるものについて、当該路線を運行する市町村等の長に対し報告を求め、又は協議を申し入れることができる。

(改善の要請)

第29条 知事は、前条に規定する報告又は協議の結果、幹線交通の整備及び維持に悪影響を及ぼすと認めた場合は、当該路線を運行する市町村等の長に対し、当該路線の改善のための措置を求めることができる。

(補助金の減額又は交付停止)

第30条 前条に規定する要請に対し市町村等の長が適切な措置を講じない場合、知事は当該市町村等の長に対し、本要綱に基づく補助金の減額又は交付の停止をすることができる。

## 第5章 市町村乗合バス路線の指定等

(市町村乗合バス路線の指定)

第31条 補助金を受けようとする市町村等は、当該市町村乗合バス路線の指定を受けなければならない。

(市町村乗合バス路線の指定申請)

第32条 市町村乗合バス路線の指定を受けようとする市町村等（複数の市町村を經由して運行しようとする路線においては、代表となる市町村等）は、市町村乗合バス路線指定申請書（別記様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、運行を開始しようとする日又は指定を受けようとする日の1か月前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 法第4条第1項の許可申請書又は法第78条第2号の登録申請書の写し（いずれも添付書類を含む。）
- (2) 運行契約書等の写し
- (3) 収支計画書
- (4) 路線図及び時刻表
- (5) その他知事が必要と認めた書類

(市町村乗合バス路線の指定の実施)

第33条 知事は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる各号を除くほか路線指定しなければならない。

- (1) 利用形態として県民の日常生活に必要な交通手段と認められない路線
- (2) 一般乗合バス路線と著しく競合するか、運行・利用形態からして、影響を及ぼす可能性が

ある路線で、次に掲げる路線

ア 競合区間（概ね300m以内を運行）が50%以上の路線

イ 起終点が同一（起終点のいずれも概ね1km以内にある場合は同一とみなす。）の場合、一般乗合バス路線と比較して、著しく低額な運賃を設定している路線

(3) 平日1日当たりの運行回数が3往復（回）未満の路線。ただし、県民の日常生活に必要な交通手段の確保に支障がないと認められる場合は除く。

(4) 複数市町村間（旧市町村間を含む）で運行しない路線

(5) 地域外路線に乗り入れている交通結節点に接続しない路線

(6) 収支率（見込み）が40%未満（乗合タクシーにおいては20%未満）の路線

(7) 6か月以上の有償運行の実施や検証をしていない路線

2 前項第6号の規定については、地域公共交通会議等において地域住民の意見を反映した上で取りまとめられ、かつ、利便性及び収支率向上のために地域全体のバス路線再編（既存指定路線を含む）が行われた場合には、「収支率（見込み）が20%未満（乗合タクシーにおいては10%未満）の路線」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づき路線指定したときは、市町村乗合バス路線指定通知書（別記様式第6号）により市町村等に通知するものとする。

（実績報告）

第34条 前条に規定する指定を受けた市町村等は、市町村乗合バス指定路線運行実績報告書（別記様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年7月15日までに前年度の運行実績を知事に報告しなければならない。ただし、第8条の規定により運行費補助金の交付申請を行う場合はこの限りでない。

(1) 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る損益計算書（別記様式第1号の2）

(2) 市町村乗合バス指定路線ごとの月別輸送実績（別記様式第1号の3）

(3) 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表（別記様式第1号の4）

(4) 補助金交付要綱又は運行委託契約書等、市町村等からバス事業者への依頼を証する書類の写し（市町村等が自ら運行する場合を除く。）

(5) その他知事が必要と認めた書類

（指定路線の変更承認・変更）

第35条 指定路線について、変更しようとする市町村等（複数の市町村を經由して運行している路線においては、代表となる市町村等）は、市町村乗合バス指定路線変更承認申請書（別記様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、変更しようとする日の1か月前までに知事に提出し、変更承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は市町村乗合バス指定路線変更届出書（別記様式第9号）によることができる。

(1) 変更内容を明らかにした書類

(2) 収支計画書

(3) その他知事が必要と認めた書類

2 前項ただし書きの軽微な変更とは、経由地の追加、延伸等で短い距離の区間を変更する場合

等、変更承認に該当しない場合をいう。

(指定路線の変更承認の実施)

第36条 知事は、前条に規定する申請があったときは、第33条第1項第1号から第5号を除くほか路線変更承認しなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認したときは、市町村乗合バス指定路線変更承認通知書（別記様式第10号）により市町村等に通知するものとする。

(指定路線の廃止・休止)

第37条 市町村等は、指定路線を廃止又は休止しようとするときは、市町村乗合バス指定路線廃止・休止届出書（別記様式第11号）を、廃止又は休止しようとする日の1か月前までに知事に提出しなければならない。

(指定路線の取消し)

第38条 知事は、第31条の規定による市町村乗合バス指定路線が、第33条第1項の第1号から第5号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(補助対象外となる期間の延長に係る措置)

第39条 第4条第3項の規定により補助対象外となる路線について、当該路線を運行する市町村等が収支改善を図る場合に限り、第4条第3項の規定に関わらず、当該路線の補助対象外となるまでの期間を3か年延長するものとする。

2 前項の措置を受けようとする市町村等は、知事の定める期日までに収支改善に向けた取り組みに係る計画（以下「収支改善計画」という。）を知事に提出し承認を得なければならない。

3 前項の延長期間における当該路線に係る補助対象経費の算定は、第6条第1項第2号に掲げる補助単価の区分によるものとする。

4 収支改善計画の詳細については別途要領で定めるものとする。

附 則

1 この交付要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日以前に運行を開始している市町村乗合バス指定路線においては、第29条の規定にかかわらず、第31条の指定を受けたものとみなす。

3 群馬県市町村乗合バス補助金要綱（平成19年4月1日施行）は廃止する。

4 第6条の規定による2年度間の始期について、この要綱の制定時において現に第31条の規定により指定を受けている路線にあっては前項に規定する廃止前の群馬県市町村乗合バス補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）からの規定を継承するものとする。

附 則

1 この交付要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和3年度に限り、補助対象期間の前年度（令和元年度）における路線の収支率に基づき、第6条第1項の運行費補助に係る補助対象経費の額を算定するものとする。
- 3 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和3年度に限り、第6条第1項但し書きの規定は適用しないこととする。ただし、令和2年度において補助対象外であった路線は除く。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和4年度に限り、補助対象期間（令和3年度）における路線の収支率又は補助対象期間の前々年度（令和元年度）における路線の収支率のいずれか高い方に基づき、第6条第1項の運行費補助に係る補助対象経費の額を算定するものとする。ただし、令和3年4月1日以降に指定された路線は除く。
- 3 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和4年度に限り、第6条第1項但し書きの規定は適用しないこととする。ただし、令和3年度において補助対象外であった路線は除く。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和5年度に限り、補助対象期間（令和4年度）における路線の収支率又は令和元年度における路線の収支率のいずれか高い方に基づき、第6条第1項の運行費補助に係る補助対象経費の額を算定するものとする。ただし、補助対象期間（令和4年度）の前年度において、補助対象収支率を下回っていた路線に限る。
- 3 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和5年度に限り、第6条第1項ただし書きの規定は適用しないこととする。ただし、補助対象期間（令和4年度）の前年度において、補助対象収支率を下回っていた路線に限る。
- 4 第8条第1項第5号は令和6年度から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 物価高騰の状況を踏まえ、令和8年度に限り、令和7年度に新たに補助対象外となった路線については、知事の定める期日までに当該路線にかかる収支改善計画を提出し、知事の承認を受けたときは、第39条の規定を適用するものとする。